

## ヤマダのでんき重要事項説明書

お申し込みになる前に必ずお読みください。

### 1. サービスの定義

ヤマダのでんきサービスとは、株式会社ヤマダデンキ（以下、当社という）が提供するサービスです。当社が定める「ヤマダのでんき約款」に基づき提供する電気の供給に関するサービスを、お客様が申し込む場合に「ヤマダのでんき約款」および「ヤマダのでんき料金プラン」に規定された料金で、提供を受けることができるサービスをいいます。当社は、HTBエナジー株式会社の取次事業者として、同社の電力供給に関するサービスを販売します。

### 2. ご契約にあたって

- 1) 小売電気事業者の名称 及び住所  
HTBエナジー株式会社  
福岡市中央区天神3-9-25 東晴天神ビル
- 2) 小売電気事業者の登録番号  
A0172
- 3) 取次事業者  
・株式会社ヤマダデンキ
- 4) お客様からの問い合わせに应付するための連絡先および対応時間  
・電話番号：0120-277-300（元日を除く10:00～19:00）
- 5) 契約電圧や契約電流  
・供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。  
・周波数は50ヘルツまたは60ヘルツです。
- 6) 契約の成立日  
・需給契約は、申込みを受け、一般送配電事業者の切替え手続きが完了した後、当社が承諾したときに成立いたします。
- 7) 小売供給開始の予定年月日  
・他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合、お客様にお申し込みをいただいた後、一般送配電事業者が切替手続きを完了した後に供給の開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。  
・当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。  
・当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらかじめお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- 8) 申し込み方法  
インターネット等を通じてお申し込みいただけます。ただし、インターネット環境をお持ちでないお客様は、別途協議し、書面等によりお申し込みいただけます。
- 9) 契約期間  
・契約期間は契約の効力発生日を基準とし、1年後の応当日といたします。お客様または弊社より申し出が無い限り同一条件で以降1年間毎の自動更新とします。

### 3. 料金について

- 1) 小売供給にかかる料金および当該料金の算定方法  
①料金には、基本料金、従量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、基本料金等という。）を加算します。  
（詳しくは、ヤマダのでんき料金計算方法、ヤマダのでんき料金プランをご確認ください。）  
②料金は、お客様の使用電力量にもとづき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。  
③料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。  
・電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合  
・契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合  
④料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとし、支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。
- 2) ご利用料金のお支払い方法  
・クレジットカード払い、口座振替払いの方法によります。  
なお、口座振替によるお支払いは、金融機関との手続き完了までに1～2ヶ月かかる場合があります。  
お手続きが完了までの間（1～2回）、払込用紙により別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただけます。

### 4. ご請求について

- 1) ご利用料金のご請求  
・ヤマダのでんき利用料金のご請求は、ご利用月の翌々月となります。  
なお、ご請求金額は、お客さま専用Webサイト「マイページ」でご確認いただけます。ただし、「4.ご請求について 2)その他ご負担いただく費用」は除きます。
- 2) その他ご負担いただく費用  
・お客さまが料金支払期日を経過しても、なおお支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年率14.5%の割合で延滞利息を申し受けます。  
・株式会社ヤマダデンキ発行の領収書が必要な場合は「領収書発行手数料」として200円/通（税別）、請求書が必要な場合は「請求書発行手数料」として200円/通（税別）を基本料金等とは別にお支払いいただけます。  
・払込用紙によるお支払いの場合、200円/通（税別）の窓口支払手数料をご請求させていただきます。  
ただし、口座振替をお支払い方法にご指定いただき、金融機関との手続き完了までに発行する場合は、2回まで窓口支払手数料を無料といたします。  
・期間を通じての支払証明（最大1年）が必要な場合は、「支払証明書発行手数料」として1,000円/通（税別）を基本料金等とは別にお支払いいただけます。  
・基本料金等以外の各種費用は、発行した翌月の基本料金等と併せて請求いたします。

### 5. 工事費について

- 1) 工事負担金  
・お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金として
- 2) 工事費負担金の申受および精算  
・当社が託送供給等約款に基づき、工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものいたします。
- 3) 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け  
・供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合があります。  
・なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

### 6. IDについて

- 1) 使用電力量、ご請求金額の確認  
・使用電力量、ご請求金額はお客さま専用Webサイト「マイページ」でご確認いただけます。ただし、「4.ご請求について 2)その他ご負担いただく費用」は除きます。  
その際のIDおよびパスワードは、別途、電子メールにてお知らせいたします。

### 7. ヤマダポイント還元サービスについて

- ・「ヤマダのでんき」は、「ヤマダのでんき」ご利用の料金に応じて、お客さまにヤマダポイントを還元いたします。なお、ポイント還元対象となる「ヤマダのでんき」対象金額は「ヤマダのでんき」月額料金のうち、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税相当額を除きます。
- ・還元されるヤマダポイントは表1のとおりです。

表 1

「ヤマダのでんき」ポイント対象のご利用料金	ヤマダポイント還元率
5,000未満	2%
5,000円以上8,000円未満	4%
8,000円以上	6%

## 8. 使用電力量の計測について

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものとなります。計量された使用電力量はお客さまにお知らせいたします。

## 9. 解約について

- 1) 解約については、「ヤマダのでんき」お客様サポートセンターへ電話でのお申込みのみ受け付けます。
- 2) 「ヤマダのでんき」をご解約の場合、手続きは新小売電気事業者にて行いますが、乗り換えにかかる各種説明事項をご案内するため、「ヤマダのでんき」お客様サポートセンターへお電話ください。お乗り換えいただける場合でも、お客様と弊社間での債権・債務は引き続き存続いたします。
- 3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定められた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客さまに対する通知により解約することがあります。
  - ・お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と反する申出を行った場合
  - ・他人になりすまして各種サービスを利用した場合
  - ・他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
  - ・電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合
  - ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ・当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - ・電気の使用にともなうお客さまの協力が得られない場合
  - ・当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合
  - ・お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
  - ・お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含まず。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
  - ・約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
  - ・その他お客さまが約款に違反した場合
- 4) お客さまが、需給契約の廃止による通知をされないと、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかなる場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものとなります。
- 5) 当初の1年未満での解約の場合、お引越しに伴う解約を除き「解約違約金」として、2,000円（税別）を基本料金等とは別にお支払いいただきます。

## 10. お客さま側の調査・保安等に関するご協力について

- 1) 調査に関するご協力
  - ・お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
  - ・一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。
- 2) 保安等に関するご協力
  - ・お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ・お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると
  - ・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくこと

## 11. 反社会的勢力ではないことの表明・保証について

- 1) お客さまには、需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
  - ① 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の構成員）
  - ② 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
  - ③ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員）
  - ④ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
  - ⑤ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
  - ⑥ 特殊知能暴力集団等（①から⑤に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）
  - ⑦ その他前各号に準ずる者
- 2) 当社は、お客さまが前述①～⑦に該当し、違反し、または、違反している疑いがあることが判明した場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

## 12. 電気の使用方法について

お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

## 13. その他

- ・お客さまが契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して弊社との契約が必要になります。
- ・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。

## ヤマダのでんき料金計算方法

### 北海道・東北・東京・北陸・中部・九州エリア（全料金プラン共通）

<b>①基本料金</b> ご契約アンペア（従量電灯B）または、 ご契約kVA（従量電灯C）によって決定します。	+	<b>②従量料金</b> ご使用量 × 料金単価	+ または -	注1 <b>③燃料費調整額</b> ご使用量 × 燃料費調整単価	+	注2 <b>④再生可能エネルギー発電促進賦課金</b> ご使用量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
<b>①最低料金</b> 関西・中国エリア：15kwhまでは一律の最低料金 四国エリア：11kwhまでは一律の最低料金	+	<b>②従量料金</b> ご使用量 × 料金単価	+ または -	注1 <b>③燃料費調整額</b> ご使用量 × 燃料費調整単価	+	注2 <b>④再生可能エネルギー発電促進賦課金</b> ご使用量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
<b>①基本料金</b> ご契約kVAによって決定します。	+	<b>②従量料金</b> ご使用量 × 料金単価	+ または -	注1 <b>③燃料費調整額</b> ご使用量 × 燃料費調整単価	+	注2 <b>④再生可能エネルギー発電促進賦課金</b> ご使用量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

注1：電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

注2：再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客さまから電力使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を

ヤマダのでんき料金プラン

○ヤマダのでんき北海道プラン（北海道電力管内）

・従量電灯B

区分	単位	料金（税込）
基本料金	10A	341.00
	15A	511.50
	20A	682.00
	30A	1,023.00
	40A	1,364.00
	50A	1,705.00
従量料金	最初の120kwhまで	23.98
	120kwh超過280kwhまで	30.27
	280kwh超過分	33.99
最低月額料金	1契約	250.80

・従量電灯C

区分	単位	料金（税込）
基本料金	1kVA	341.00
従量料金	最初の120kwhまで	23.98
	120kwh超過280kwhまで	30.27
	280kwh超過分	33.99

○ヤマダのでんき東京プラン（東京電力管内）

・従量電灯B

区分	単位	料金（税込）
基本料金	10A	286.00
	15A	429.00
	20A	572.00
	30A	858.00
	40A	1,144.00
	50A	1,430.00
従量料金	最初の120kwhまで	19.88
	120kwh超過300kwhまで	26.48
	300kwh超過分	30.58
最低月額料金	1契約	235.84

・従量電灯C

区分	単位	料金（税込）
基本料金	1kVA	286.00
従量料金	最初の120kwhまで	19.88
	120kwh超過300kwhまで	26.48
	300kwh超過分	30.58

○ヤマダのでんき中部プラン（中部電力管内）

・従量電灯B

区分	単位	料金（税込）
基本料金	10A	286.00
	15A	429.00
	20A	572.00
	30A	858.00
	40A	1,144.00
	50A	1,430.00
従量料金	最初の120kwhまで	21.07
	120kwh超過300kwhまで	25.54
	300kwh超過分	28.49
最低月額料金	1契約	258.50

・従量電灯C

区分	単位	料金（税込）
基本料金	1kVA	286.00
従量料金	最初の120kwhまで	21.07
	120kwh超過300kwhまで	25.54
	300kwh超過分	28.49

○ヤマダのでんき東北プラン（東北電力管内）

・従量電灯B

区分	単位	料金（税込）
基本料金	10A	330.00
	15A	495.00
	20A	660.00
	30A	990.00
	40A	1,320.00
	50A	1,650.00
従量料金	最初の120kwhまで	18.58
	120kwh超過300kwhまで	25.33
	300kwh超過分	29.28
最低月額料金	1契約	261.80

・従量電灯C

区分	単位	料金（税込）
基本料金	1kVA	330.00
従量料金	最初の120kwhまで	18.58
	120kwh超過300kwhまで	25.33
	300kwh超過分	29.28

○ヤマダのでんき北陸プラン（北陸電力管内）

・従量電灯B

区分	単位	料金（税込）
基本料金	10A	242.00
	15A	363.00
	20A	484.00
	30A	726.00
	40A	968.00
	50A	1,210.00
従量料金	最初の120kwhまで	17.84
	120kwh超過300kwhまで	21.73
	300kwh超過分	23.44
最低月額料金	1契約	181.38

・従量電灯C

区分	単位	料金（税込）
基本料金	1kVA	242.00
従量料金	最初の120kwhまで	17.84
	120kwh超過300kwhまで	21.73
	300kwh超過分	23.44

○ヤマダのでんき九州プラン（九州電力管内）

・従量電灯B

区分	単位	料金（税込）
基本料金	10A	297.00
	15A	445.50
	20A	594.00
	30A	891.00
	40A	1,188.00
	50A	1,485.00
従量料金	最初の120kwhまで	17.45
	120kwh超過300kwhまで	23.05
	300kwh超過分	26.05
最低月額料金	1契約	314.60

・従量電灯C

区分	単位	料金（税込）
基本料金	1kVA	297.00
従量料金	最初の120kwhまで	17.45
	120kwh超過300kwhまで	23.05
	300kwh超過分	26.05

ヤマダのでんき料金プラン

○ヤマダのでんき関西プラン（関西電力管内）

・従量電灯A

区分	単位	料金（税込）
最低料金（最初の15kwhまで）	1契約	341.02
従量料金	15kwh超過120kwhまで	20.32
	120kwh超過300kwhまで	25.80
	300kwh超過分	29.29

・従量電灯B

区分	単位	料金（税込）
基本料金	1kVA	396.00
従量料金	最初の120kwhまで	17.92
	120kwh超過300kwhまで	21.21
	300kwh超過分	24.21

○ヤマダのでんき中国プラン（中国電力管内）

・従量電灯A

○ヤマダのでんき中国プラン（中国電力管内）

・従量電灯A

区分	単位	料金（税込）
最低料金（最初の15kwhまで）	1契約	337.36
従量料金	15kwh超過120kwhまで	20.78
	120kwh超過300kwhまで	27.46
	300kwh超過分	29.58

・従量電灯B

区分	単位	料金（税込）
基本料金	1kVA	407.00
従量料金	最初の120kwhまで	18.08
	120kwh超過300kwhまで	24.18
	300kwh超過分	26.06

・従量電灯B

区分	単位	料金（税込）
最低料金（最初の11kwhまで）	1契約	411.40
従量料金	11kwh超過120kwhまで	20.37
	120kwh超過300kwhまで	26.99
	300kwh超過分	30.50

・従量電灯C

区分	単位	料金（税込）
基本料金	1kVA	374.00
従量料金	最初の120kwhまで	16.97
	120kwh超過300kwhまで	22.50
	300kwh超過分	25.42